

魚町西スポーツ広場使用要領

(趣旨)

第1 この要領は、石巻漁港魚町西緑地広場の多目的広場（以下「広場」という。）を希望者が使用するに当たり、その管理・運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(広場の通称)

第2 広場の通称を「魚町西スポーツ広場」とする。

(広場の使用目的)

第3 広場は、使用を希望する者が軟式野球やソフトボール等のスポーツを行うために使用されるものとする。

硬式野球については、次号に掲げる安全対策を広場使用者（第8の広場使用の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の責任において講じることを条件とし、キャッチボール、ノック、トスバッティング等の軽易な練習に限り使用を認めるものとする。

- (1) 使用方法を工夫し、広場外へボールが飛び出さないよう努めること。
- (2) 万が一広場外へボールが飛び出した場合にも、他の公園利用者にボールが当たることのないよう広場外に人員を配置するなど必要な措置をとること。

(広場の使用時間及び区分)

第4 広場を使用させる時間は、日出から日没までとし、1日の時間帯を次のように区分する。

使用区分	時間区分
早 朝	日出から午前8時まで
午 前	午前8時から午後1時まで
午 後	午後1時から日没まで

(広場使用料)

第5 広場使用に伴う使用料は、無料とする。

(広場の優先使用)

第6 広場は原則として自由使用とするが、第9に定める広場使用の承認を受けた者は、使用承認された日の使用区分においては、広場を優先使用できるものとする。

(広場使用の予約)

第7 広場を使用しようとする者は、宮城県東部地方振興事務所水産漁港部（以下「水産漁港部」という。）に電話で使用予約をすることができるものとする。

- 2 使用予約は、使用予定日の1月前の日（閉庁日に当たる場合は、その前日。以下同じ。）から先着順に受け付けるものとする。
- 3 使用予約は、1回の予約で2日まですることができるものとする。ただし、これらの使用日が経過する日まで、次の予約をすることができない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、大会目的で使用する場合の予約（以下「大会予約」という。）にあつては、使用予定日の3月前の日から予約することができるものとする。
なお、大会とは3チーム以上参加の試合とする。

（広場使用申込の拒否）

第8 使用予約を受け付けた場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、使用申込を拒否することができるものとする。

- (1) 宮城県が広場を使用するとき。
- (2) 広場又は広場付近を工事するとき。
- (3) 降雨等の自然現象により、広場使用ができないと認められるとき。
- (4) 第10(1)に掲げる広場使用承認条件に違反した者からの予約であるとき。

（広場使用の承認）

第9 第7により広場使用の予約をした者は、使用申込書兼承認書（第1号様式）により宮城県東部地方振興事務所水産漁港部長（以下「部長」という。）宛て申込を行い、承認書の交付を受けなければならないものとし、申込方法と期限は次のとおりとする。

申込方法	申込期限	交付方法
持参	使用日の前日	申込書に収受印を押印し、その写しを手交
メール、郵送又はFAX	使用日の3日前	写しをメール、郵送又はFAXで送付

2 第7第4項の大会予約した者は、前項に定める申込方法のいずれかに関わらず使用する日の1月前までに次の各号に掲げる書類を添付して前項の規定による申込を行い承認を受けるものとする。

- (1) 次の掲げる事項を含む使用内容を明らかにする書類
 - イ 参加者及び参加チームの数
 - ロ 使用に係る大会の日程、運営（試合）方法
- (2) 使用者（団体）の概要を明らかにする書類（設立目的、事業概要、役員、規約等）

（広場使用の条件）

第10 第9の広場使用の承認に際して、部長は次号に掲げる使用条件を付すことができるものとする。

- (1) 広場使用者は次に掲げる事項を遵守すること。
 - イ 広場に工作物を設置しないこと。
 - ロ 広場に自動車または原動機付き自転車を乗り入れないこと。

- ハ ゴミは持ち帰ること。
- ニ 火気を使用しないこと。
- ホ 使用後は、グラウンド整備及び清掃を行うこと。
- ヘ 広場を使用するときは、使用承認書を携行すること。
- ト 水産漁港部職員その他広場の管理を行う者から使用承認書の提出を求められたときは、拒んではならないこと。

- (2) 広場の使用に起因して、宮城県若しくは第三者の財産に損害を与えたとき又は広場使用者（試合等の場合は、相手チームの構成員を含む。）若しくは第三者に事故等が発生したときは、広場使用者の責任において原状に復旧し、又は損害を賠償すること。
- (3) 使用条件の違反又は広場付近の住民等からの苦情があった場合には、広場使用中であっても、直ちにその使用の中止を命ずる場合があること。
- (4) 使用承認書の交付後において、降雨等の自然現象又は広場付近の工事等により承認された日時に使用できないことがあっても、宮城県はその損害を賠償しないこと。
- (5) 前各号のほか、部長は、広場管理上必要な条件を付すことができる。

(用具の貸出)

- 第11 部長は広場使用者が軟式野球やソフトボール等のスポーツを行うために必要な用具を貸し出すことができるものとする。
- 2 部長は必要な用具として別表に掲げるものを備え付けることとし、広場内の鍵付き物置において保管する。鍵の取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 鍵はダイヤル錠を用いる。
 - (2) 広場使用者への暗証番号の通知は、使用承認書の交付に併せて行う。
 - (3) 広場使用者は通知を受けた暗証番号により自ら解錠し、必要な用具を取り出して使用する。
 - (4) 広場使用者は用具の使用後、全ての用具を収納し、自ら施錠を行う。
 - (5) 部長は、ダイヤル錠の暗証番号の変更を定期的に行う。

(広場使用状況の調査)

- 第12 部長は、広場使用状況を必要に応じて調査の上、広場使用に必要な事項を指示するものとする。

(その他)

- 第13 この要領に定めのない事項は、その事実発生の都度部長が決定するものとする。

別表（第 1 1 関係）

用具	数量
ホームベース（移動式）	1 枚
塁ベース（移動式）	3 枚
整備用トンボ	6 本
ライン引き	2 台
ジョーロ	2 個
テープメジャー	1 個

附 則

この要領は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 8 月 2 0 日から施行する。